

(続)消防法令用語の基礎知識～第2回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一歩広い知識を求めている人のために

設備等設置維持計画と工事整備対象設備等

消防法令研究会

今回は、前回解説した特殊消防用設備等に関し、「設備等設置維持計画」を中心にもう少し詳しく解説するとともに、「設備等技術基準」及び「工事整備対象設備等」について解説する。

本題に入る前に、前回解説した「通常用いられる消防用設備等」と「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」について再度整理をしておきたい。

○通常用いられる消防用設備等

政令第2章第3節の第2款から第6款までの規定により設置し、及び維持しなければならない法第17条第1項に規定する消防用設備等（令第29条の4第1項）

○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設であり、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる。（令第29条の4第1項）

○消防用設備等

通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（法第17条第1項、令第7条）

設備等設置維持計画の位置付け等

特殊消防用設備等については、その設置・維持に関する基準等を事前に定めておくことは困難である。また、特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けると消防用設備等に係る全ての規定が適用されなくなる（詳細は前回の解説を参照）。このため、当該特殊消防用設備等ごとに設置及び維持の方法等を定める必要が出てくる。この設置及び維持の方法等を定めたものが、「設備等設置維持計画」と呼ばれるものである。

設備等設置維持計画に盛り込むべき事項については後で

解説するが、特殊消防用設備等が消防用設備等と同等以上の性能を有していることを証明する全ての要素が含まれなければならない。このことは、法第17条の2において、「…設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等が第17条第1項の…消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、…」と規定されていることからもわかる。

また当然のことながら、特殊消防用設備は、総務大臣の認定を受けた効力を維持するため、常に設備等設置維持計画に従って維持管理される必要がある。

設備等設置維持計画に従って設置・維持されていない場合の取扱い

特殊消防用設備等として認定を受けた設備等が、設備等設置維持計画に従って設置し、又は維持されていないと認められる場合の措置について規定されている部分は、消防法上2カ所ある。

一つは、法第17条の2の3において、「総務大臣は、特殊消防用設備等の認定の効力を失わせることができる」と規定されている部分であり、もう一つは法第17条の4において、「消防長又は消防署長は、設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のために必要な措置をなすべきことを命ずることができる」と規定されている部分である。

これらの条文だけを見ていると、特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置又は維持されていない場合における措置として、総務大臣による認定の失効が優先するのか、消防長等による設置維持命令が優先するのか、その関係がわかりにくいかもしれない。

特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持されて、初めて所定の防火安全性能が確保されるものである。

総務大臣は、防火対象物の関係者からの申請により、

「設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持される」との前提のもとに「特殊消防用設備等」として認定しているので、特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に適合していないために所定の防火安全性能が確保されていないのであれば、まず、前提条件である設備等設置維持計画への適合性の確保を行わせる必要がある。しかしながら、この段階では、当該特殊消防用設備等は、既に防火対象物に設置されているので、設備等設置維持計画への適合性の確保を行う権限は、管内の防火対象物を管轄する消防長又は消防署長にあるとするのが自然である。法第17条の4で、消防長又は消防署長に設備等設置維持計画への適合に関する措置命令権が付与されているのは、そのためである。法第17条の2の3は、法第17条の4に基づく消防長又は消防署長の措置命令では直ちに是正されない場合に、総務大臣が「それなら認定を取り消すしかないか」と言えるように、準備されているものであろう。

なお、法第17条の2の3の規定は、特殊消防用設備等の認定を受けた者が防火対象物の関係者であれば当然とも言えるが、両者が異なっている場合には、特殊消防用設備等の認定を受けた者としては理不尽とも言えそうだし、同じ特殊消防用設備等が他の防火対象物にも設置されている場合には、大きな影響が出る。

このため、「消防法施行規則の一部改正等に係る執務資料の送付について（平成16年12月24日付消防予第258号）」の問5に対する回答で消防庁の見解が次のように示されている。

- ① 法第17条の2の3に規定する大臣認定の失効は、法第17条の4の規定に基づく命令によっても是正されず、法第5条の2の命令が発動された場合等に適用されることが想定される。
- ② 大臣の認定の失効を行う際には、関係消防機関等と十分連絡等を行うことを予定しており、法第17条の4の規定に基づく命令を行うときに、すでに大臣認定の効力が失効しているような事態が発生することは考えにくい。

設備等設置維持計画の内容

設備等設置維持計画に記載しなければならない事項については、規則第31条の3の2に次の9項目が掲げられている。

- 一 防火対象物の概要
- 二 消防用設備等の概要に関すること
- 三 特殊消防用設備等の性能に関すること
- 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること
- 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること

六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること

七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること

八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること

九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること

これらの全てについて、「当該特殊消防用設備等はどうなのかな」ということが明記されないと、それが消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有しているかどうかわからない、ということである。

分量だけでも相当のものになるし、特に、三～七については、消防用設備等であれば消防法令で規定されているものを全て設備等設置維持計画に盛り込まなければならない。

その一例を挙げると、消防用設備等の点検については、規則第31条の6において、消防庁長官が定める方法（平成16年消防庁告示第9号）により、その種類及び点検内容に応じ消防庁長官が定める期間（同告示）ごとに行い、その結果については防火対象物の区分に応じ、1回／（1年又は3年）消防長等に報告することとされているが、特殊消防用設備等に対してはこれらの規定が適用されないため、点検方法・期間等についても設備等設置維持計画に定める必要がある（規則第31条の6第2項）。

ただ、実際には、申請された特殊消防用設備等がどの程度「特殊」か、ということにより、設備等設置維持計画の作成の大変さも異なってくる。その特殊消防用設備等が、消防用設備等とは似ても似つかない斬新なものではある場合は、9項目全てについてオリジナルで考える必要があるが、部分的に改良しただけのものなら、改良部分に関係するところ以外は、法令基準のコピーでも構わないということになる。重要なことは、消防用設備等であれ、特殊消防用設備等であれ、防火安全性能を安定的に確保するには、この9項目について必要な水準が確保されていなければならぬ、ということである。

なお、消防法令上は、設備等設置維持計画について、規則第31条の3の2以上のこととは規定されていないが、日本消防検定協会等による性能評価を受ける際に必要な書類として、各事項に対する様式等が定められているので、それらを設備等設置維持計画の一部として評価している例が多いと思われる。

特殊消防用設備等の認定

設備等設置維持計画に従い設置するものとして特殊消防用設備等が総務大臣の認定を受けるまでにはいくつかの手

手続きを経ることが求められている。

① 性能評価

法第17条第3項により総務大臣の認定を受けようとする防火対象物の関係者は、あらかじめ日本消防検定協会か登録検定機関による性能評価を受けることが必要である（法第17条の2）。

※現在登録検定機関としては、「消防法第21条の48第2項に規定する登録検定機関を登録する省令（平成16年5月31日総務省令第90号）」により、（財）日本消防設備安全センターが登録されている。

② 総務大臣への申請

①により評価結果の通知を受けた者は、当該評価結果と設備等設置維持計画をもって、総務大臣への申請を行う（法第17条の2の2）。

③ 関係消防長等への意見聴取

②の申請を受理した後、総務大臣が認定をしようとするときは、その旨を関係消防長又は関係署長に通知し、関係消防長等は、認定に関し意見を申し出ることができるようになっている（法第17条の2の2）。なお、ここでいう「関係」というのは、特殊消防用設備等が設置される防火対象物が存在する区域を管轄するという意味である。

この規定は、いくら総務大臣が認める特殊消防用設備等であっても、認定されてからはじめて関係消防長等にその旨が伝わったのでは具合が悪いため、認定を行う前にその情報を提供し、特殊消防用設備等の性能等について確認してもらうとともに、性能評価の結果と同内容で大臣認定を行うと様々な支障が生じる場合に、意見を申し出もらうためのものである。

ただ、法令上はこの段階で初めて関係消防長等に特殊消防用設備等に係る情報が伝わることになっているが、性能評価や総務大臣の認定申請を行う前の段階で事前に関係消防長等に相談がある方が一般的であろう。

④ 総務大臣による認定

①～③までの手続きを経て、特殊消防用設備等が消防用設備等と同等以上の性能を有していることが認められれば、総務大臣による認定が行われることとなる（法第17条の2の2）。

※現在公表されている資料を見る限りでは、②～④に係る標準処理期間は定められていないが、③についてのみ「特殊消防用設備等の認定に係る事務処理（平成17年7月8日付消防予第138号）」3において、総務大臣に対する意見の申出は、通知を受けた日から30日以内にすることができるとなっている。

設備等設置維持計画の変更

特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けたものについて、当該特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとする場合は、その変更により特殊消防用設備等が消防用設備等と同等以上の性能を有している（変更により特殊消防用設備等の防火安全性能が損なわれることがない）か否か確認する必要があるため、改めて日本消防検定協会又は登録検定機関による性能評価を受けた上で、総務大臣の承認を受けなければならないこととなっている（法第17条の2の3第2項）。

ただし、改めて性能評価を受けることに伴い関係者に負担が生じるコスト（評価に係る費用、承認に要する期間等）を考慮し、総務省令で定める軽微な変更を行う場合は、その旨を消防長又は消防署長に届け出ることで足りるとされている（法第17条の2の3、規則第34条の2の3第2項）。

この分かれ目になるのが、法第17条の2の3に基づく総務省令になるはずであるが、現時点ではこの省令が制定されていないため、現実的な運用としては、設備等設置維持計画の評価・認定を受ける際に、再度性能評価・総務大臣による認定を受けなければならぬ変更と消防長等への届け出で済む変更を記載している例が多い。（特殊消防用設備等の性能が変化する可能性がある場合は、再度性能評価等を受けなければならぬことはいうまでもない。）

具体的な特殊消防用設備等

次に、どのようなものが特殊消防用設備等に該当するのか簡単に説明してみたい。

特殊消防用設備等に関する法令が施行された平成16年に発出された消防庁次長通知（「消防防災システムの高度化の推進と総務大臣の認定について（平成16年4月23日付消防予第66号）」）によると、「法第17条第3項の特殊消防用設備等として総務大臣の認定制度の対象となるもの」としては、

「現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの」

とされている。

また、高度な消防防災システムの例として

「一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により制御・監視するシステム」
が挙げられている。

施行当初はまだ具体的な認定物件が無かったため、このような形でしか示すことができなかつたと思われるが、それから約5年が経過した現在では、既に数十件（認定を受

けた防火対象物の数であり、設備単位で見るとそれより少なくなる。) の特殊消防用設備等が認定されている。

代表的なものの概要は次のとおりである。

(1) ハロカーボン系FK5-1-12を用いた消火設備

- ① ハロゲン化物消火設備に代えて電気室等に設置するもの。
- ② FK-5-1-12(正式名称ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン)を用いた消火設備。主な特徴、消火性能が高い、オゾン層破壊係数が0、地球温暖化係数が1。
- ③ 実際の防火対象物に収容される可燃物を想定した実大規模の実証実験を行い、消火性能を確認。

(2) 加圧防煙設備

- ① 排煙設備に代えて大型物品販売店等に設置するもの。
- ② 次に掲げるような対策を講じることにより火災時ににおける消防隊が行う消防活動を支援
 - ア 消防活動拠点を給氣機により加圧給気を行い一定の耐熱性能・遮煙性能等を確保
 - イ 店舗等に設置された排煙機により煙の排出・抑制を実施
 - ウ 店舗等の全ての部分に対し、水平距離が原則50m以下となるよう消防活動拠点を設置

(3) 閉鎖型泡消火設備

- ① 開放型の泡消火設備に代えて駐車場に設置するもの。
- ② 高感度の閉鎖型ヘッド、湿式タイプの流水検知装置等を用いることにより、早期に火災を感知し、早い段階での放射を可能にするとともに、放射範囲を少なくして使用消火薬剤量を減少。
- ③ 閉鎖型にすることにより、泡消火設備に必要な火災感知用ヘッド、一斉開放弁等を減少。

※1 (1)から(3)は、便宜上記載したものであり認定を受けた名称と異なるものがある。

※2 加圧防煙設備については、平成21年9月15日に「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成21年総務省令第88号)及び加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成21年消防庁告示第88号)が公布・施行されたため、今後はこれらの基準に適合しないものであって、必要な性能を有しているもののみ、特殊消防用設備等としての認定対象になることとなった。

このように、認定を受けた同種の特殊消防用設備等が多くなり一定の知見が蓄積された場合に、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

として技術基準が制定される、というのが消防法における性能規定化の本来の仕組みである。

設備等技術基準

前述の特殊消防用設備等における設備等設置維持計画に対するものとして、「設備等技術基準」という用語がある。これは、法第17条の3の2において、「法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準」と定義されている。すなわち、特殊消防用設備等が満たさなければならない技術基準として設備等設置維持計画があるのに対し、消防用設備等が満たすべき技術上の基準のことを「設備等技術基準」と呼んでいるのである。

工事整備対象設備等

前述までのものと類似した用語として「工事整備対象設備等」について解説しておきたい。この用語は、消防設備士試験に係る規定である法第17条の8第1項において、「消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等(以下この章において「工事整備対象設備等」という。)の設置及び…」という形で規定されている。

この用語は特殊消防用設備等の出現によって新たに消防用設備等と特殊消防用設備等の総称として定義されたものであり、平成16年の改正前における本条文は、「消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び…」となっていた。

なお、消防法令上この用語が用いられている箇所は、消防設備士に係る部分に限定されており(法第17条の8、第17条の10、第17条の11、第17条の12、第17条の14、令第36条の8、規則第33条の8、第33条の10、第33条の18)、消防用設備等及び特殊消防用設備等共通の規定である検査(法第17条の3の2)や点検(法第17条の3の3)等では、両方を併記する形で規定されていることに留意する必要がある。

これは、「工事整備対象設備等」という総称が、消防設備士の業務独占の対象に特化しているため、他の条文でそのまま使うわけにはいかないからである。本当は、「消防用設備等又は特殊消防用設備等」という語群が最初に出てくる法第17条の3の2で適切な総称をつけ、その後の条文ではその総称を使えば煩雑さを避けることができるのだが、そうなっていないのは、条文ごとに「政令で定めるものを除く」などとなっていて、微妙にその語の示す範囲が違うため、かえって誤解しやすくなるためだろうか。